

# 山梨県公報

第千三百二十一号

平成十四年

九月十九日

木曜日

## 目次

字の区域変更(二件).....	四九九
換地計画の適当決定.....	五〇一
換地計画の決定.....	五〇一
<b>公 告</b>	
松くい虫駆除命令内容の公表.....	五〇一
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件).....	五〇二
<b>公安委員会</b>	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正.....	五〇四
遊技機の型式の検定.....	五〇九
<b>正 誤</b>	
平成十四年八月十五日付け第千三百十三号中.....	五一〇

## 告 示

### 山梨県告示第三百七十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、高根町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた。なお、この処分は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十四年九月十九日

山梨県知事 天 野 建

変更前の字の区域	変更後の字の区域
五町田字神明一―二三の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに字竹の内一二九八、一二九九	五町田字竹ノ内

に隣接する字神明の道路である国有地の全部

五町田字神明

五町田字竹の内二六四の二、二二六五の二の一部、二二九五の一部、二二九八の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部並びに二二五九の三、二二六〇に隣接する水路である国有地の全部

五町田字柳田

五町田字神明一七〇の一、一一七一の五及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

五町田字御所八三五の一部、八三六の一部、八四五の一部、八四六の一部、八六八の一部、八七〇の一部、八九三の二、九〇五の二、九〇七の一部、九〇七の二、九〇九の一部、九一二、九一三、九一四の一部、九一七の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

上黒沢字沢田九の一部、一一の一の一部、一一の二の一部、一一から一六までの各一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

五町田字御所

五町田字柳田九三―から九三三まで、九三四から九三六までの各一部、九三八の一部、九四二の一部、九四五の一部、一〇〇〇の一の一部、一〇三三から一〇三五までの各一部、一〇四〇の一部、一〇四一の四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

上黒沢字沢田五五の一部、五六の一部、五七、五八の一部、五九の一部、六〇、六三の二の一部、六三の三の一部、二五六の三の一部、二五九、二六〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

五町田字大坪

五町田字蘆蒲原一〇の四、七三の一四、一七二の二、一七三の四、一七七の二、

一八八の二及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに一一の三、一一の四に隣接する道路である国有地の全部	
上黒沢字中久保九八三の二の一部、九八三の二、九八七の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに九九七の三の地先の水路である国有地の一部	上黒沢字中久保
五町田字大坪一八九の一部、一九〇の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部	上黒沢字沢田
五町田字柳田九三四の一部、九五二の一部	

山梨県告示第三百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、長坂町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十四年九月十九日

山梨県知事 天 野 建

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字塚川字古屋敷七七二、七七五の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	大字塚川字石塚
大字塚川字飯又六二五の一部、六二八の一部、六三〇の一部、六三一の一部、六三九の一部、六四九の一部、六五二の一部及びこれらの区域に隣接する水路等である国有地の全部並びに六四七の地先の水路等である国有地の一部	大字塚川字飯又

びに六八三に隣接する道路、水路である国有地の全部、六七一の二、六七八、六八五の二地先の水路である国有地の全部、字飯又六五六に隣接する字古宿の道路、水路である国有地の全部	
大字塚川字山寺六〇二の二、六〇二の三及びこれらの区域に隣接する水路等である国有地の全部	
大字塚川字飯又六二二に隣接する字古屋敷の国有地の一部並びに字飯又六二〇の地先の字古屋敷の国有地の一部	大字塚川字古屋敷
大字塚川字山寺平六〇二の三の地先の国有地の一部	
大字塚川字石塚七六〇から七六二までの各一部、七六四から七六六までの各一部	大字塚川字二丁橋
大字塚川字大之田三七七の三、三七八から三八〇まで、三八〇の二、三八一から三八三まで、三八五、三八九及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部並びに三九一に隣接する水路である国有地の全部	
大字塚川字鍛冶屋森三六七の地先の道路、水路である国有地の全部	
大字塚川字塚ノ越一三六九の一	
大字塚川字西久保一一九一の一部、一一九二の一部、一一九五の一部、一一九六の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	大字塚川字宮久保
大字塚川字西久保一二九七の二の一部、一二九七の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	
大字塚川字下村二〇九七、二〇九八、二〇九九の二、二一〇〇の二に隣接する道路である国有地の全部	



1 区域  
 塩山市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び関係地域振興局林務環境部に備え置いて縦覧に供する。)

2 期間  
 平成十四年十月九日から同年十月十六日まで

二 森林病害虫等の種類  
 松くい虫

三 行うべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、若しくは当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であつて、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。))をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、若しくは当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由  
 一の1の区域の松林及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況にかんがみ、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項  
 1 三に掲げる措置については、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木等の所在する地域を所管する地域振興局林務環境部長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、3により申

請書を提出する場合はこの限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木等の所在する地域を所管する地域振興局林務環境部長を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、三に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

5 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年九月十九日

山梨県知事 天 野 建

一 処分をした年月日 平成十四年八月二十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社小佐野設備

2 主たる営業所の所在地 南都留郡河口湖町船津三千四百十三番地

3 代表者の氏名 小佐野松雄

三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第七九〇号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成十四年八月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年九月十九日

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
- 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
- 平成十四年九月十九日
- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十四年八月二十六日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 秋山土建株式会社
    - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市下吉田二千四百十三番地
    - 3 代表者の氏名 大崎俊浩
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 九）第一〇二三号
  - 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成十四年八月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
- 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
- 平成十四年九月十九日
- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十四年八月二十六日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 名称 前田工務店
    - 2 主たる営業所の所在地 都留市大幡千七百三十三番地二
    - 3 代表者の氏名 前田誠
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第三五四七号
  - 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成十四年七月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
- 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
- 平成十四年九月十九日
- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十四年八月五日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
- 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
- 平成十四年九月十九日
- 山梨県知事 天 野 建
- 1 名称 上山建築
  - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡敷島町上福沢百八十三番地
  - 3 代表者の氏名 上山徳
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第四七〇四号
  - 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成十四年七月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
- 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
- 平成十四年九月十九日
- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十四年八月十二日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 名称 株式会社光工業
    - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市旭二丁目十番十号
    - 3 代表者の氏名 渡邊一江
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第四九七四号
  - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成十四年八月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
- 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
- 平成十四年九月十九日
- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十四年九月二日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
- 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
- 平成十四年九月十九日
- 山梨県知事 天 野 建
- 1 名称 磯部鉄工株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 都留市金井三百五十二番地
  - 3 代表者の氏名 磯部貞雄

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第五六二四号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年八月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年九月十九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年八月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 名称 新津工業
  - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡櫛形町小笠原八百七十四番地一
  - 3 代表者の氏名 新津壽春
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第七七三二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年七月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年九月十九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年九月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 名称 信和建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡長坂町大八田千七百三十二番地一
  - 3 代表者の氏名 田中孝
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 十）第七九二九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工

- 事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年八月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年九月十九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年八月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 名称 山崎シーリング
  - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡中道町右左口三千九百五十六番地一
  - 3 代表者の氏名 山崎正
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第八〇五九号
- 四 処分の内容 防水工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年七月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会告示第五十二号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十四年九月十九日

山梨県公安委員会

委員長 古 屋 忠 彦

#### 別表第三中

六七六 町道	南巨摩郡増穂町長沢一八番地の先（入倉治彦方北側）から南巨摩郡増穂町長	軽車両及び沿道家屋	終日	鵜沢	平成十四年八月一日告示第四一号
--------	------------------------------------	-----------	----	----	-----------------

六七六	町道	南巨摩郡増穂町長沢一八番地の先(倉治北側)	軽車(沿)	終日	鵜沢	平成一四年八月一日告示第四一七号
六七七	○農道三線	東八代郡石和町井戸一八番地(西側)ノ農園(石和町東八代郡石和町油川八番地(北側)八番地(北側)北美室(北側)メイトル)まで(三三〇)	大型自動車(大型自動車)	七時かまで	石和	平成一四年九月一日告示第五二二号

三八六	町道	中巨摩郡昭和町上河東五五七番地の先(野沢)	関係車(除)	終日	鵜沢	平成一四年八月一日告示第四一七号
三八七	町道	中巨摩郡昭和町上河東五五七番地の先(野沢)	関係車(除)	終日	鵜沢	平成一四年八月一日告示第四一七号

に改める。  
別表第十中

三八六	町道	中巨摩郡昭和町上河東五五七番地の先(野沢)	関係車(除)	終日	鵜沢	平成一四年八月一日告示第四一七号
三八七	町道	中巨摩郡昭和町上河東五五七番地の先(野沢)	関係車(除)	終日	鵜沢	平成一四年八月一日告示第四一七号

三八六	町道	中巨摩郡昭和町上河東五五七番地の先(野沢)	関係車(除)	終日	鵜沢	平成一四年八月一日告示第四一七号
三八七	町道	中巨摩郡昭和町上河東五五七番地の先(野沢)	関係車(除)	終日	鵜沢	平成一四年八月一日告示第四一七号

三八六	町道	中巨摩郡昭和町上河東五五七番地の先(野沢)	関係車(除)	終日	鵜沢	平成一四年八月一日告示第四一七号
三八七	町道	中巨摩郡昭和町上河東五五七番地の先(野沢)	関係車(除)	終日	鵜沢	平成一四年八月一日告示第四一七号

三九三九	町道南	東山梨郡勝沼町下岩崎七四五番地の先(高野勇武方南側)		塩山	平成一四年九月一日告示第五二二号
------	-----	----------------------------	--	----	------------------

四〇八八	県道	都留市玉川六四四番地先(都留ゴルフ練習場西北角交差点)		都留	平成一四年九月一日告示第六八七号
------	----	-----------------------------	--	----	------------------

四〇八八	県道	都留市法能七七九番地の七先(中野橋南詰交差点)		都留	平成一四年九月一日告示第五二二号
------	----	-------------------------	--	----	------------------

四九二三	町道	北巨摩郡長坂町長坂上条二、四一三番地の先(長坂保育園東側)		長坂	平成一四年九月一日告示第四九二号
------	----	-------------------------------	--	----	------------------

四九二三	町道	北巨摩郡長坂町長坂上条二、四一三番地の先(長坂保育園東側)		長坂	平成一四年九月一日告示第四九二号
------	----	-------------------------------	--	----	------------------

四九二四	市道	甲府市塩部四丁目六番一先(浅川栄嘉方南側交差点)		甲府	平成一四年九月一日告示第五二二号
------	----	--------------------------	--	----	------------------

四九二五	町道	中巨摩郡昭和町上河東五五七番地の先(医大職員宿舍北側)		南甲	平成一四年九月一日告示第五二二号
------	----	-----------------------------	--	----	------------------

四九二六	町道	北巨摩郡小淵沢町三、九八九番地の先(八ヶ岳小淵沢アウトレットモール駐車場入口交差点)		長坂	平成一四年九月一日告示第五二二号
------	----	--	--	----	------------------

四九二七	村道	北巨摩郡武川村牧原一、一四六番地の先(武川保育所前)		長坂	平成一四年九月一日告示第五二二号
------	----	----------------------------	--	----	------------------

四、九二八	国道一〇四号	東山梨郡牧丘町成沢 一四六番地先(室伏 トネル東交点) から山梨市南一九六	七、八八〇	車両	終日	山下 平成一四年九月一 日告示第五
四、九二九	国道一〇四号	山梨市南一九六番地 先(兄川橋北詰交 点)から山梨市北一 八四番地先(八幡橋 西詰交差点)までの 両側	一、〇〇〇	車両	終日	山下 平成一四年九月一 日告示第五
四、九二〇	国道一〇四号	東山梨郡牧丘町千野々宮二八三 番地の先(黒沢自動車整備工 場南側交差点)	部日下	部日下	部日下	山下 平成一四年九月一 日告示第五
四、九二二	国道一〇四号	山梨市中萩原六六一番地の先 (三枝商店前交差点)	部日下	部日下	部日下	山下 平成一四年九月一 日告示第五
四、九二二	市道	塩山市熊野五六七番地の先(先 奥野田小学校北側入口交差点)	部日下	部日下	部日下	山下 平成一四年九月一 日告示第五
四、九二三	市道	塩山市小屋敷七一番地の先(雨宮 周一方南側交差点)	部日下	部日下	部日下	山下 平成一四年九月一 日告示第五
四、九二四	市道	東山梨郡勝沼町休息一、五五一 番地の先(JAFルート山梨東雲 支所南側交差点)	部日下	部日下	部日下	山下 平成一四年九月一 日告示第五
四、九二五	市道	南都留郡西桂町倉見二五二番地 先(小川久一方北側)	部日下	部日下	部日下	山下 平成一四年九月一 日告示第五

に改める。

別表第十五中

三六一	国道一〇四号	東山梨郡牧丘町成沢 一四六番地先(室伏 トネル東交点) から山梨市南一九六	七、八八〇	車両	終日	山下 平成一四年九月一 日告示第五
三六一	国道一〇四号	山梨市南一九六番地 先(兄川橋北詰交 点)から山梨市北一 八四番地先(八幡橋 西詰交差点)までの 両側	一、〇〇〇	車両	終日	山下 平成一四年九月一 日告示第五

を

に改める。

別表第十六中

四〇九	削除	東山梨郡牧丘町成沢 一四六番地先(室伏 トネル東交点) から山梨市南一九六 番地の先(新集 場北側交差点)までの 両側	三、五四五	車両	終日	山下 平成一四年九月一 日告示第五
一〇、四五七	市道	大月市賑岡町字正瀬一、〇四七 番地の先(市道強瀬北線との 丁字路交差点・北進車両)	大月	大月	大月	山下 平成一四年九月一 日告示第九

を

一〇、四五七	市道	大月市賑岡町字正瀬一、〇四七 番地の先(市道強瀬北線との 丁字路交差点・北進車両)	大月	大月	大月	山下 平成一四年九月一 日告示第九
一〇、四五八	市道	大月市賑岡町字正瀬一、〇四七 番地の先(市道強瀬北線との 丁字路交差点・北進車両)	大月	大月	大月	山下 平成一四年九月一 日告示第九
一〇、四五九	市道	大月市賑岡町字正瀬一、〇四七 番地の先(市道強瀬北線との 丁字路交差点・北進車両)	大月	大月	大月	山下 平成一四年九月一 日告示第九
一〇、四六一	市道	大月市賑岡町字正瀬一、〇四七 番地の先(市道強瀬北線との 丁字路交差点・北進車両)	大月	大月	大月	山下 平成一四年九月一 日告示第九

を

一〇、四七三	町道	東八代郡御坂町二之宮六二〇番地先(古屋祐次方北側・西進車両)	石和	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四七二	町道	東八代郡御坂町二之宮一、四三番地先(宮川二郎方南側・東進車両)	石和	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四七一	町道	東八代郡御坂町成田二、二〇九番地先(みさかの湯西側交差点北側・南進車両)	石和	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四七〇	町道	東八代郡一宮町塩田一、三九三番地先(仁科義教方南側・東進車両)	石和	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四六九	農道	東八代郡一宮町竹原田三〇二番地先(雨宮重方南側・北進車両)	石和	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四六八	町道	東八代郡石和町四日市場三五〇番地先(河野芳宣方北側・西進車両)	石和	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四六七	町道	東八代郡石和町四日市場五一三番地先(中川正方東側・北進車両)	石和	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四六六	町道	東八代郡石和町四日市場四〇四番地先(雨宮良知方西側・南進車両)	石和	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四六五	町道	北巨摩郡小淵沢町三、九八九番地の先(八ヶ岳小淵沢アウトレツトモトル駐車場入口交差点北側・南進車両)	長坂	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四六四	農道第 二集落 道路	中巨摩郡白根町飯野新田一、三三八番地先(飯塚保行方北側・東進車両)	小笠原	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四六三	町道九 八号線	中巨摩郡若草町鏡中条二、三七六番地先(有風間測量南側・東進車両)	小笠原	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四六二	町道五 三号線	中巨摩郡若草町鏡中条四、六九〇番地先(若草シヨートコース南西角・南進車両)	小笠原	平成十四年九月十九日 告示第五二号
	線	二先(長井俊憲方東側・北進車両)		平成十四年九月十九日 告示第五二号

一〇、四七四	町道	東八代郡御坂町竹居三、三九八番地先(星の石入口交差点南側・北進車両)	石和	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四七五	町道	東八代郡八代町増利一九七番地先(有キデン運輸車両置場西側・東進車両)	石和	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四七六	町道	東八代郡八代町増利三九七番地先(アイフルホーム甲府東店作業場東側・南進車両)	石和	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四七七	町道	東八代郡八代町増利三九八番地先(有キデン運輸車両置場北側・西進車両)	石和	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四七八	町道	東八代郡八代町米倉一〇一番地先(宮川温男方南側・西進車両)	石和	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四七九	町道	東八代郡八代町竹居一、九三七番地先(松野要方南西側・南進車両)	石和	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四八〇	町道	東八代郡八代町竹居一、九七三番地先(下之川集会所北側・北進車両)	石和	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四八一	町道	東八代郡八代町竹居一、二〇九番地先(中村兵方東側・北進車両)	石和	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四八二	町道	東八代郡八代町竹居二、一四六番地先(中村兵方北側・南進車両)	石和	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四八三	村道	東八代郡境川村藤袋四、八二一番地先(斉藤豊作方西側・南進車両)	石和	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四八四	町道	東八代郡春日居町小松一、一七〇番地先(妙信寺南側・東進車両)	日下部	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四八五	町道	東八代郡春日居町小松一、二一〇番地先(グリーンハイツ北側・西進車両)	日下部	平成十四年九月十九日 告示第五二号
一〇、四八六	市道	山梨市大野九二五番地の六先(村松俊哉方南側・西進車両)	日下部	平成十四年九月十九日 告示第五二号

一〇、四八七	市道	山梨市下石森二五番地先(クスリ)のサンロード西側・南進車両	日下部	平成一四年九月一日 告示第五二号
一〇、四八八	市道 力原の 線前一 号	山梨市万力一三四番地先(有宮本自動車北側・東進車両)	日下部	平成一四年九月一日 告示第五二号
一〇、四八九	市道	山梨市上之割三六七番地先(山口巖方西側・南進車両)	日下部	平成一四年九月一日 告示第五二号
一〇、四九〇	町道	南都留郡河口湖町船津七、五二七番地先(町民運動場北側・東進車両)	富士吉田	平成一四年九月一日 告示第五二号
一〇、四九一	町道	南都留郡河口湖町船津七、五四七番地先(町民運動場南側・東進車両)	富士吉田	平成一四年九月一日 告示第五二号

に改める。  
別表第十七中

一、二九二	町道	北巨摩郡長坂町大八田二八番地先(長坂I C入口交差点)から北巨摩郡長坂町北八幡五七番地先(神明社北側)までの両側	長坂	平成一四年九月一日 告示第四九号
-------	----	--	----	---------------------

一、二九二	町道	北巨摩郡長坂町大八田二八番地先(長坂I C入口交差点)から北巨摩郡長坂町北八幡五七番地先(神明社北側)までの両側	長坂	平成一四年九月一日 告示第四九号
一、二九三	農道 号農道 五	東八代郡石和町唐柏六九番地先(河原交差点)	石和	平成一四年九月一日 告示第四九号

一六二	町道 若草 線形	中巨摩郡檜形町登九七五番地先(桃園神社東側)から中巨摩郡檜形町上今井九番地先(今井差点)までの両側歩道	小笠原	平成一四年九月二日 告示第四九号
一六三	町道 二六二 線形	中巨摩郡昭和町西条三、九九一番地先(イトヨーカドー東側)から中巨摩郡イトヨーカドー南三六番地先(イトヨーカドー南側)までの間(一一五メートル)	南甲府	平成一四年九月二日 告示第五二号
一六四	国道 一四 スパイ イ塩山 ハ山	塩山市千野五二〇番地先(千野野駐在所前交差点)から塩山市赤尾六〇番地先(長岡整形外科病院西側)までの西側歩道(一一メートル)	塩山	平成一四年九月二日 告示第五二号
一六五	国道 一四 スパイ イ塩山 ハ山	塩山市千野五二〇番地先(千野野駐在所前交差点)から塩山市赤尾三六番地先(藤本政久方西側)までの東側歩道	塩山	平成一四年九月二日 告示第五二号

に改める。  
別表第十九中

一六二	町道 若草 線形	中巨摩郡檜形町登九七五番地先(桃園神社東側)から中巨摩郡檜形町上今井九番地先(今井差点)までの両側歩道	小笠原	平成一四年九月二日 告示第四九号
-----	----------------	---	-----	---------------------

を

一六二	町道 若草 線形	中巨摩郡檜形町登九七五番地先(桃園神社東側)から中巨摩郡檜形町上今井九番地先(今井差点)までの両側歩道	小笠原	平成一四年九月二日 告示第四九号
一六三	町道 二六二 線形	中巨摩郡昭和町西条三、九九一番地先(イトヨーカドー東側)から中巨摩郡イトヨーカドー南三六番地先(イトヨーカドー南側)までの間(一一五メートル)	南甲府	平成一四年九月二日 告示第五二号
一六四	国道 一四 スパイ イ塩山 ハ山	塩山市千野五二〇番地先(千野野駐在所前交差点)から塩山市赤尾六〇番地先(長岡整形外科病院西側)までの西側歩道(一一メートル)	塩山	平成一四年九月二日 告示第五二号
一六五	国道 一四 スパイ イ塩山 ハ山	塩山市千野五二〇番地先(千野野駐在所前交差点)から塩山市赤尾三六番地先(藤本政久方西側)までの東側歩道	塩山	平成一四年九月二日 告示第五二号

に改める。  
別表第三十三中

一三三	市道 山梨 市駅前	山梨市小原八五一番地の先(日下部公民館入口交差点)	山梨	平成一三年十一月二日 告示第四四号
-----	-----------------	---------------------------	----	----------------------

梨線
----

二三	市道山梨 市駅東山 梨線	山梨市小原東八五番地の一先 日下部公民館入口交差点	四	平成一三年一月一日 告示第四四号
二四	県道下神 内川石和 停車場線	東山梨郡春日居町桑戸一、五九五 番地の一先(笛吹川右岸線との丁 字路交差点)	一	平成一四年九月一九日 告示第五二二号
二五	県道山梨 塩山線	東山梨郡牧丘町千野々宮二八三番 地の一先(黒沢自動車整備工場南 側交差点)	一	平成一四年九月一九日 告示第五二二号

に改める。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百一十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年九月十八日までとする。  
平成十四年九月十九日

山梨県公安委員会  
委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	豊丸産業株式会社 代表取締役 愛知県名古屋市中村区長戸井 町三丁目一二番地	遊技機の種類 及び区分	型式名	製造者 業名	検定番号
型式の概要	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRどつ レツトルF	豊丸産業株式会社	二〇〇四八一	
京楽産業株式会社 代表取締役	ぱちんこ遊技	CRジユ	京楽産業	二〇〇五〇四	

役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	機 規則第六条第 一號イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	1	株式会 社	
------------------------------------	---	---	----------	--

株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一 丁目一番四号	機 規則第六条第 一號イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRブツ ちぎりラ イオーF	株式会 社 藤商事	二〇〇四四一
--	---	----------------------	-----------------	--------

株式会社メイシー販売 代表 取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目 一三番一〇号	機 規則第六条第 一號イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRが ん ばれ桃太 郎	株式会 社 メイシー 販売	二〇〇四三九
--	---	-----------------------	------------------------	--------

株式会社メイシー販売 代表 取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目 一三番一〇号	機 規則第六条第 一號イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRが ん ばれ桃太 郎	株式会 社 メイシー 販売	二〇〇四一四
--	---	-----------------------	------------------------	--------

株式会社メイシー販売 代表 取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目 一三番一〇号	機 規則第六条第 一號イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRが ん ばれ桃太 郎	株式会 社 メイシー 販売	二〇〇四九七
--	---	-----------------------	------------------------	--------

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	機 規則第六条第 一號イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRフイ バーラ ツキー ベ ルMX	株式会 社 三共	二〇〇五〇八
---	---	--------------------------------	----------------	--------

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	機 規則第六条第 一號イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRフイ バーラ ツキー ベ ルMX	株式会 社 三共	二〇〇四八二
---	---	--------------------------------	----------------	--------

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	機 規則第六条第 一號イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRフイ バーラ ツキー ベ ルMX	株式会 社 三共	
---	---	--------------------------------	----------------	--

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	機 規則第六条第 一號イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRフイ バーラ ツキー ベ ルMX	株式会 社 三共	
---	---	--------------------------------	----------------	--

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	機 規則第六条第 一號イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRフイ バーラ ツキー ベ ルMX	株式会 社 三共	
---	---	--------------------------------	----------------	--

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	機 規則第六条第 一號イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRフイ バーラ ツキー ベ ルMX	株式会 社 三共	
---	---	--------------------------------	----------------	--

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	機 規則第六条第 一號イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRフイ バーラ ツキー ベ ルMX	株式会 社 三共	
---	---	--------------------------------	----------------	--

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	機 規則第六条第 一號イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRフイ バーラ ツキー ベ ルMX	株式会 社 三共	
---	---	--------------------------------	----------------	--

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	機 規則第六条第 一號イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRフイ バーラ ツキー ベ ルMX	株式会 社 三共	
---	---	--------------------------------	----------------	--

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	機 規則第六条第 一號イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRフイ バーラ ツキー ベ ルMX	株式会 社 三共	
---	---	--------------------------------	----------------	--

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	機 規則第六条第 一號イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRフイ バーラ ツキー ベ ルMX	株式会 社 三共	
---	---	--------------------------------	----------------	--

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ばちんこ遊技 機則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R F I R P A F I I B A I J X I K I N G G	株式会社 三共	二〇〇五〇九
株式会社サンセイアールアン ドデイ 代表取締役 梅村義 孝 愛知県名古屋市中区丸の内二 丁目一―番一―三号	ぱちんこ遊技 機則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R D R L A S V S Y U T T A	株式会社 サンセイ アールア ンドデイ	二〇〇五二五
株式会社西陣 代表取締役 藤原 志 東京都千代田区平河町一丁目 四番三号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	パ M N O T T O K E	株式会 社 西陣	二四〇四六七

正 誤

ページ	段	行	誤	正
四四三	上	終わりから十四	第二十六条第二項	第二十六条第一項
同	同	終わりから九	・字中丸	・字中丸
同	同	終わりから八	、強瀬字畑倉	・強瀬字畑倉

平成十四年八月十五日山梨県告示第三百四十三号(保安林の指定の解除の予定)